

(参考様式) 肥料価格高騰対策事業(国庫)及び肥料価格高騰緊急支援事業(県単)及び肥料価格高騰緊急支援(町事業)参加申込書兼承諾書

私は、肥料価格高騰対策事業(国庫)及び肥料価格高騰緊急支援事業(県単)及び肥料価格高騰緊急支援(町事業)への参加にあたり、以下のとおり確約します。

添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

「肥料価格高騰対策事業」の要綱・要領等、内容を理解した上で事業に参加します。

令和4年から令和5年の2ヶ年間で化学肥料2割低減に取り組みます。

直近一年間で(令和3年度)で農業生産による販売実績があることから本事業に参加します。または、販売実績はないが、認定新規就農者として事業に参加します。

本票に記載された個人情報(「肥料価格高騰対策事業(国庫)」及び関連する補助事業の実施に係る事務)に使用されることに同意します。

化学肥料低減の取組状況が確認できる書類及び領収書等の肥料を購入したことを証明する書類を5ヶ年間(令和5年～9年)保管します。

地方公共団体等の関連する補助事業への参加は、全て取組実施者の意志に従います。

申請内容に虚偽があった場合、正当な理由なく化学肥料低減計画書に記載した取組を実施しなかった場合は、支援金を返還します。

※ 全てにチェックした上で、署名してください。

○ 申請時に必要な書類

化学肥料低減計画書(実施報告書)

肥料価格高騰対策事業(国庫)及び肥料価格高騰緊急支援事業(県単)及び肥料価格高騰緊急支援(町事業)参加申込書兼承諾書(本票)

購入した肥料の種類、量、価格が記載された資料(肥料供給証明書があれば不要)

特殊肥料(堆肥等)の場合は、表示票の写しまたは生産届の写し

「注文票と領収書」または、「注文票と請求書」  
(注文票がない販売店から、購入した場合は、注文票は不要)

※ 全てにチェックした上で、署名してください。

○ 取組実施者への参加状況(以下で、該当する項目にチェックをしてください)

他の取組実施者(農業者グループ)に参加していません

他の取組実施者(農業者グループ)に参加しているが、申請した肥料は重複していません  
(下記欄に参加グループ名を記載してください)

取組実施者名①	取組実施者名②	取組実施者名③

※ JAと肥料販売店など、異なる複数の取組実施者(農業者グループ)に参加する場合、申請する肥料の内容が重複しないようにしてください。

○ 個人情報の取り扱い

肥料価格高騰対策事業(国庫)及び肥料価格高騰緊急支援事業(県単)及び肥料価格高騰緊急支援(町事業)における個人情報の取り扱い

鹿児島県農業再生協議会及び鹿児島県は、肥料価格高騰対策事業(国庫)及び肥料価格高騰緊急支援事業(県単)及び肥料価格高騰緊急支援(町事業)の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、当該個人情報について、本事業の実施及び国等への報告等で利用する為に、次の関係機関に必要最小限度内において提供します。

なお、提供情報に基づき、関係機関が確認のために連絡を行う場合があります。

【関係機関・団体】

国、鹿児島県農業再生協会、鹿児島県、県内市町村

○ 氏名(自署)

※ 法人にあっては、法人名、代表者名まで記載してください。(押印不要)